

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成26年3月12日提出
【計算期間】	第52計算期間 （自 平成24年12月20日 至 平成25年12月19日）
【ファンド名】	公社債投信（12月号）
【発行者名】	大和証券投資信託委託株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 白川 真
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	山部 努
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【電話番号】	03-5555-3111
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、公社債への投資により、中長期的に安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	国内
	投資対象資産（収益の源泉）	債券
属性区分	投資対象資産	資産複合（債券、その他資産（投資信託証券（債券）））
	決算頻度	年1回
	投資対象地域	日本
	投資形態	ファミリーファンド

(注1) 商品分類の定義

- ・「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「国内」…目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「債券」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの

(注2) 属性区分の定義

- ・「資産複合」…目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの
- ・「その他資産」…組入れている資産
- ・「年1回」…目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
- ・「日本」…目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファミリーファンド」…目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式
追加型投信	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	ファミリー ファンド
一般 大型株 中小型株	年2回	日本	
債券	年4回	北米	
一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ
その他資産 ()	日々	オセアニア	
資産複合 (債券、その他資産 (投資信託証券(債券)))	その他 ()	中南米	
資産配分固定型		アフリカ	
資産配分変更型		中近東 (中東)	
		エマージング	

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

<信託金の限度額>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

1 円建ての公社債を組入れの中心として、安定運用を行ないます。

- 国債、地方債、金融債、社債等の公社債で運用します。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。なお、ベビーファンドから公社債等への直接投資を行なうことができるものとします。



2 当ファンドの購入は、年1回に限定されています。

- 購入の申込みは、原則として決算日以前の約1か月間の申込期間中に受付けます。追加設定は、当該各決算日の翌営業日に行ないます。
- 換金は、原則としていつでもお申込みできます。

3 財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄およびマル優制度を利用できます。

- 財形年金貯蓄および財形住宅貯蓄を利用した場合には、元金550万円まで、少額貯蓄非課税制度（マル優制度）を利用した場合には、一人につき元金350万円（すでに利用している場合には、その金額を差引いた額）まで、収益分配金と償還時の個別元本超過額には、所得税および地方税はかかりません。

（注1）少額貯蓄非課税制度（マル優制度）は、平成18年以降、障害者等に該当する方のみを対象とする制度に変更されています。

（注2）財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄および少額貯蓄非課税制度（マル優制度）は、販売会社によっては、利用できない場合があります。

4 毎年12月19日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配前の純資産総額が当該元本総額を超過する額の全額を収益分配金に充当します。

ただし、収益分配前の純資産総額が当該元本総額を下回った場合、分配は行ないません。

※元本総額とは、元本の額（1万口当たり1万円）の合計額をいいます。

(2) 【ファンドの沿革】

昭和36年12月20日 信託契約締結、当初設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者	
お取扱窓口	収益分配金（注）、償還金など↑↓お申込金（※3）	
	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（※1）に基づき、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集の取扱い ②一部解約請求に関する事務 ③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
↑↓※1	収益分配金、償還金など↑↓お申込金（※3）	
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（※2）の委託者であり、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集・発行 ②信託財産の運用指図 ③信託財産の計算 ④運用報告書の作成 など
↓運用指図 ↑↓※2	損益↑↓信託金（※3）	
受託会社	三井住友信託銀行株式会社 再信託受託会社： 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	信託契約（※2）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 ①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 ②信託財産の計算 など
投資対象	損益↑↓投資 本邦通貨表示の公社債 など （ファミリーファンド方式で運用します。）	

（注）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

- ※1 受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- ※2 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
- ※3 販売会社は、申込期間における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。
- ◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

<委託会社の概況（平成26年1月末日現在）>

- ・資本金の額 151億7,427万2,500円
- ・沿革

昭和34年12月12日 設立登記

昭和35年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得

昭和35年 4月 1日 営業開始

昭和60年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。

平成 7年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。

平成 7年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。

平成19年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。
（金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号）

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

① 主要投資対象

本邦通貨表示の公社債および公社債投信マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

② 投資態度

本邦通貨表示の公社債およびマザーファンドの受益証券を組入れの中心として、中長期的に安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。

(2) 【投資対象】

① 委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された公社債投信マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものに限りします。）

5. コマーシャル・ペーパー

6. 外国または外国の者の発行する証券で、前1.から前5.までの証券の性質を有するもの

7. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

9. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

10. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、前1.から前4.までの証券および前6.の証券のうち前1.から前4.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託会社は、信託金を、前①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

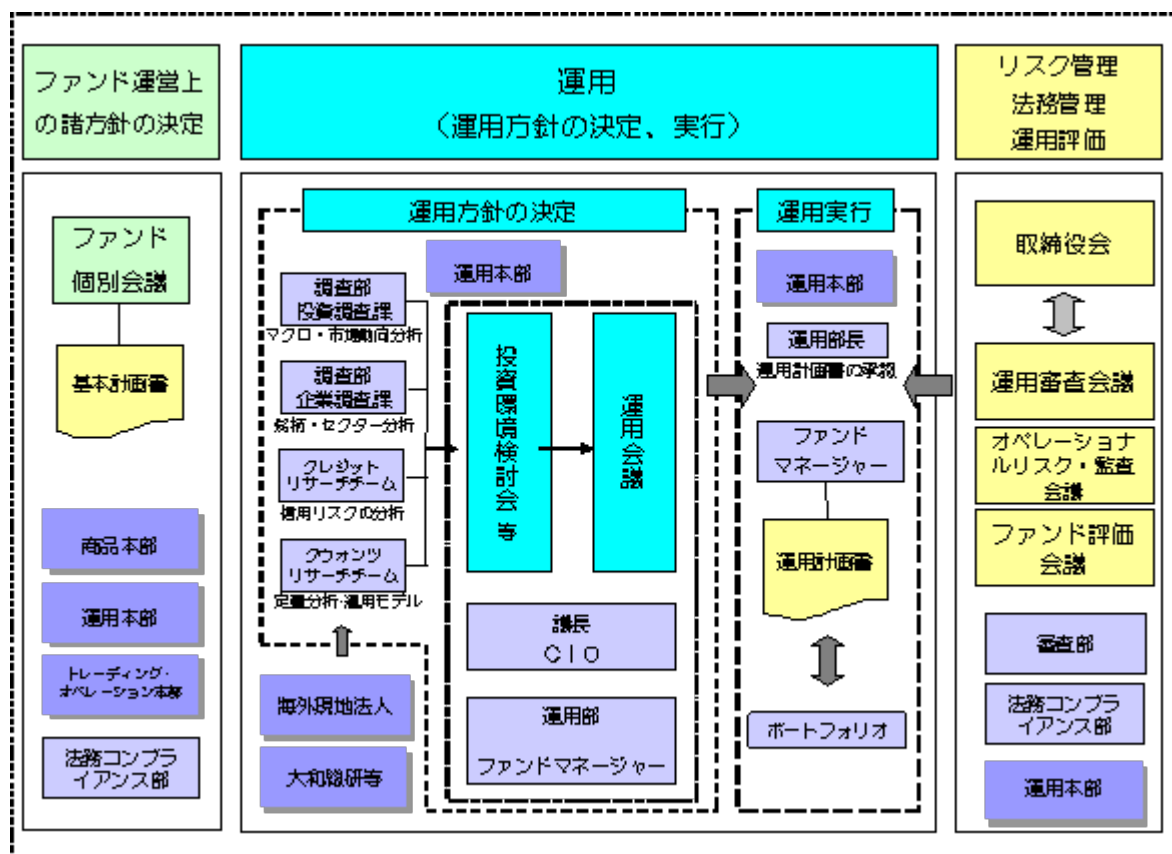
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

③ 前①の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前②の1.から4.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境の検討

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ. CIO（Chief Investment Officer）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営
- ・ファンドマネージャーの任命・変更
- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時の的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ. Deputy-CIO（1～5名程度）

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ. インベストメント・オフィサー（1～5名程度）

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ. 運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ホ. ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④ ファンド評価会議、運用審査会議およびオペレーショナルリスク・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるオペレーショナルリスク・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

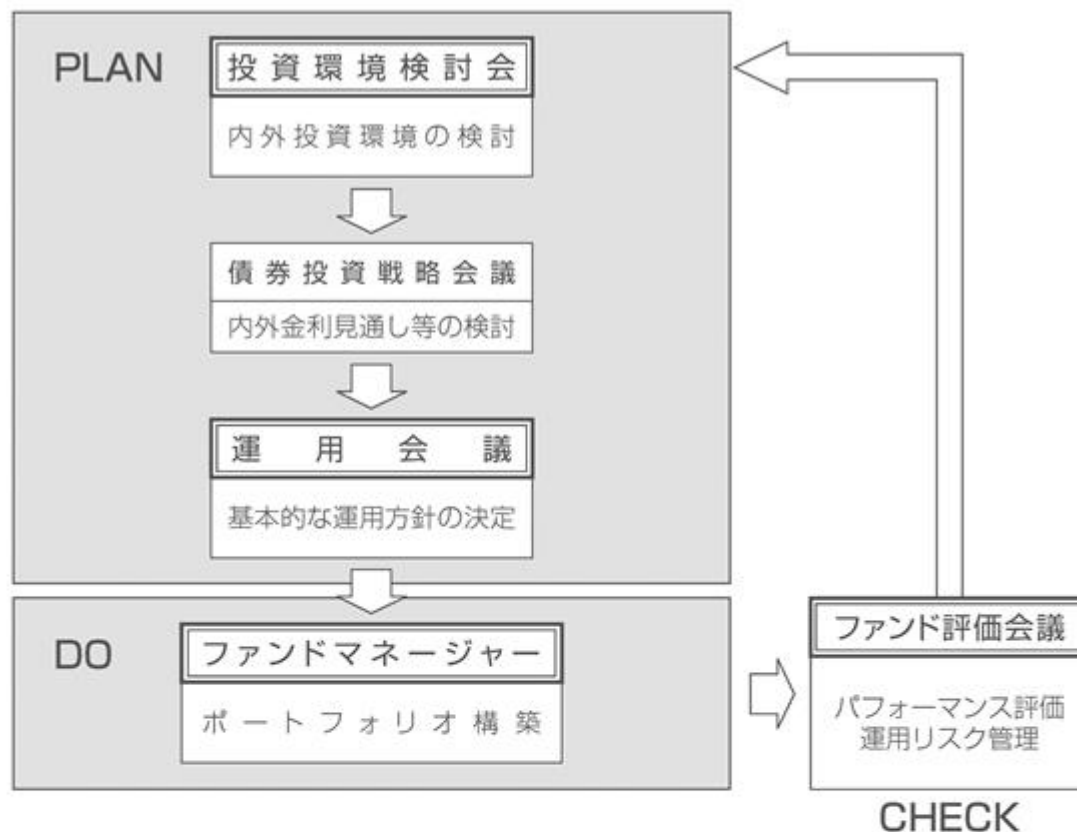
これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は25～35名程度です。

⑤ 受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※ 上記の運用体制は平成26年1月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

<運用プロセスについて>



PLAN

投資環境検討会では、主にマクロ分析を基に内外投資環境について検討します。債券投資戦略会議では、内外金利の動向について検討し、金利見通しを策定します。運用会議で、基本的な運用方針を決定し、これを踏まえてファンドマネージャーがファンドの運用方針を策定し、運用部長が承認します。

DO

ファンドマネージャーは、承認された運用方針に基づきポートフォリオを構築します。

CHECK

ファンド評価会議でパフォーマンス評価、ファンドの運用リスク分析を行ない、運用ヘフィードバックを行ないます。

(4) 【分配方針】

毎年1回決算を行ない、収益分配前の純資産総額が当該元本総額（元本の額（1万口当たり1万円）の合計額をいいます。）を超過する額の全額を収益分配金に充当いたします。ただし、収益分配前の純資産総額が当該元本総額を下回った場合、分配は行ないません。

(5) 【投資制限】

① マザーファンドの受益証券（信託約款）

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

② 先物取引等（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条

付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ スワップ取引（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ. において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. 前ハ. においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

④ 有価証券の貸付け（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債をロ. に定める範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

ロ. 前イ. の公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ハ. 前ロ. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ニ. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑤ 現金担保付債券貸借取引（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、現金担保付債券貸借取引の指図をすることができます。

ロ. 前イ. の指図は、貸借取引の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ、信託財産の一部解約等の事由により、前ロ、の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ、前イ、の貸借取引の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

⑥ 外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑦ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑧ 外国為替予約の指図（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑨ 資金の借入れ（信託約款）

イ、委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ、一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ、収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ、借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<参 考>マザーファンド（公社債投信マザーファンド）の概要

(1) 投資方針

① 主要投資対象

本邦通貨表示の公社債を主要投資対象とします。

② 投資態度

本邦通貨表示の公社債を組入れの中心として、中長期的に安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。

(2) 投資対象

① 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものに限りします。）

5. コマーシャル・ペーパー

6. 外国または外国の者の発行する証券で、前1.から前5.までの証券の性質を有するもの

7. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

9. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）

10. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、前1.から前4.までの証券および前6.の証券のうち前1.から前4.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託会社は、信託金を、前①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

③ 前①の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前②の1.から4.までの金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 主な投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

3 【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、公社債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性が制限される場合

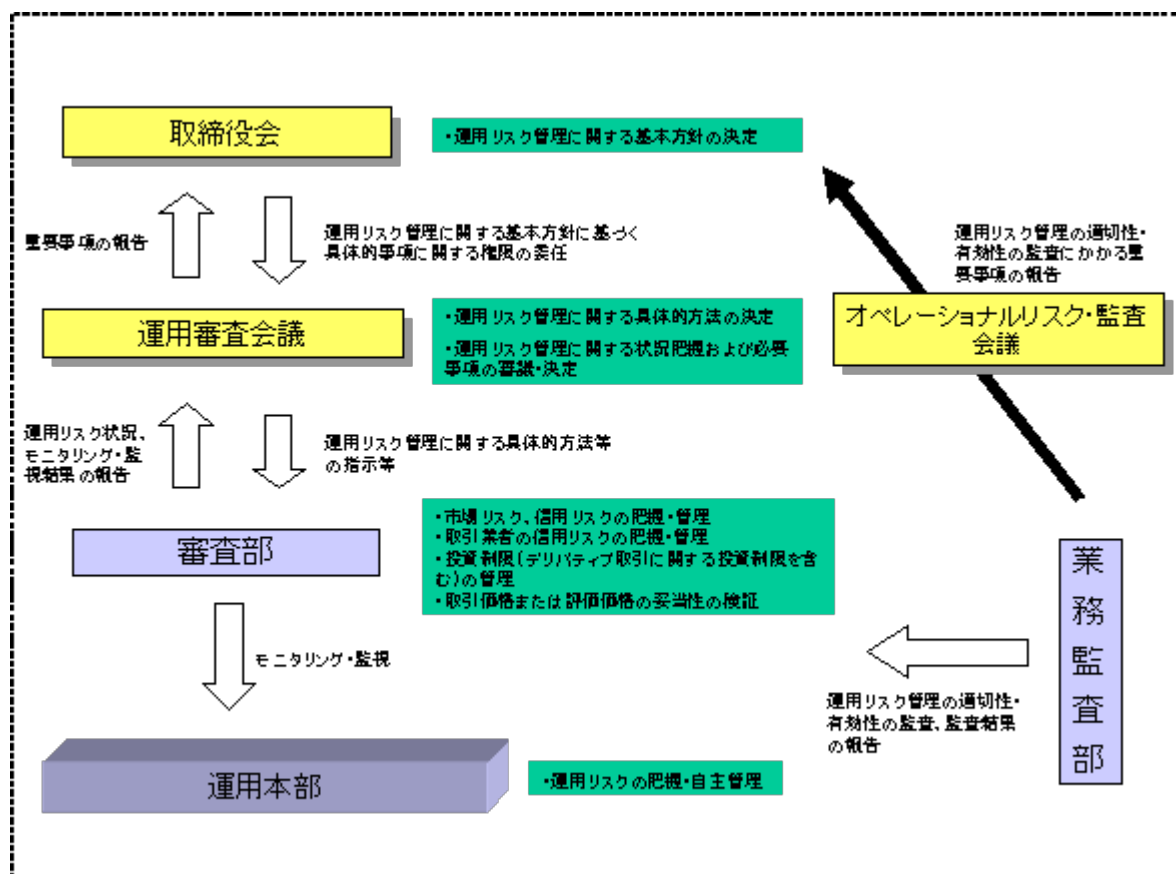
通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4) リスク管理体制



4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

換金手数料は、受益権の取得日に応じて、次のとおりとします。

1. 受益者が昭和37年4月20日以前に取得した受益権を一部解約する場合…1万口につき26.25円[※]（税抜25円）
2. 受益者が昭和37年4月21日以降平成13年3月21日以前に取得した受益権を一部解約する場合…1万口につき105円[※]（税抜100円）
3. 受益者が平成13年3月22日以降平成14年3月20日以前に取得した受益権を一部解約する場合…1万口につき26.25円[※]（税抜25円）
4. 受益者が平成14年3月21日以降に取得した受益権を一部解約する場合…1万口につき105円[※]（税抜100円）以内（実際に適用する金額は、1万口につき2.1円[※]（税抜2円）とします。）

※消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、それぞれ27円、108円、27円、108円、2.16円となります。

ただし、委託会社は、販売会社にやむを得ない事情があるとき（委託会社に申出た場合に限りま
す。）は、手数料を徴収しないことができます。

換金手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

② 信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

① 信託報酬の総額は、1.の額に2.の額を加算した額以内の額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

1. 計算期間を通じて毎日、信託財産の元本総額（元本の額（1万口当たり1万円とします。以下同じ。）の合計額をいいます。）に年率0.5%を乗じて得た額以内の額（以下「基準報酬」といいます。）。なお、平成25年12月の決算日の翌日以降の基準報酬は、元本総額に年率0.02%を乗じて得た額とします。
2. 一部解約にかかる受益権口数に関して解約申込日の基準価額が元本総額を超過する額および毎決算日の基準報酬計上後で収益分配前の信託財産の純資産額が元本総額を超過する額ならびに償還日の基準報酬計上後の信託財産の純資産額が元本総額を超過する額に対して14%の率を乗じて得た額以内の額（以下「実績報酬」といいます。）。ただし、実績報酬の上限は、信託財産の元本総額（一部解約の場合は当該受益権の元本総額）に対して年率0.207%を乗じて得た額とします。

② 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、原則として、次のとおりです。

	委託会社	販売会社	受託会社
基準報酬	総額の27.6%	総額の65.4%	総額の7%
実績報酬	総額の30%	総額の70%	0

平成26年4月1日以降は、次のとおりとします。

	委託会社	販売会社	受託会社
基準報酬	総額の25.73%	総額の67.27%	総額の7%
実績報酬	総額の28%	総額の72%	0

③ 前②の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。なお、販売会社への配分には、当該配分に対する消費税等に相当する金額が含まれています。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。また、信託財産において現金担保付債券貸借取引の借入れを行なった場合、当該借入れにかかる品借料は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息ならびに信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（※）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<マザーファンドより支弁する手数料等>

信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は公社債投資信託として取扱われます。

① 個人の投資者に対する課税

個人の投資者が支払いを受ける収益分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については利子所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉分離課税が行なわれます。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

<財形年金貯蓄および財形住宅貯蓄について>

当ファンドでは、財形年金貯蓄および財形住宅貯蓄の利用が可能です（ただし、販売会社によっては、ご利用になれない場合があります。）。財形年金貯蓄および財形住宅貯蓄を利用した場合、元金550万円までの収益分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額に税金はかかりません。

<マル優制度について>

当ファンドでは、少額貯蓄非課税制度（マル優制度）の利用が可能です（ただし、販売会社によっては、ご利用になれない場合があります。）。少額貯蓄非課税制度（マル優制度）を利用した場合、一人につき元金350万円（すでにご利用の場合には、その金額を差引いた額）までの収益分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額に税金はかかりません。

なお、同制度は、平成18年から、障害者等に対する少額貯蓄非課税制度に改組されております。

② 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については利子所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

<注>個別元本について

- ① 原則として、投資者ごとの信託時の受益権の価額（平成14年3月31日以前の取得にかかる受益権の信託時の受益権の価額については1万口当たり1万円）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

（※）上記は、平成26年1月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（※）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成26年1月31日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
特殊債券		793,112,001	2.80
	内 日本	793,112,001	2.80
社債券		200,220,031	0.71
	内 日本	200,220,031	0.71
親投資信託受益証券		27,106,905,866	95.56
	内 日本	27,106,905,866	95.56
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		264,752,549	0.93
純資産総額		28,364,990,447	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（平成26年1月31日現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	数 種類 は	株数、口 また 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	公社債投信マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	25,979,399,910	1.0433 27,104,308,406	1.0434 27,106,905,866	— —	95.56
2	7 日本政策金融公	日本	特殊債券	300,000,000	100.40 301,202,081	100.40 301,202,081	0.618000 2014/12/19	1.06
3	15 東日本高速道	日本	社債券	200,000,000	100.11 200,220,031	100.11 200,220,031	0.343000 2014/12/19	0.71
4	142 利付商工債	日本	特殊債券	200,000,000	100.08 200,174,300	100.08 200,174,300	0.300000 2014/11/27	0.71
5	い714 利付農林債	日本	特殊債券	190,000,000	100.63 191,209,220	100.63 191,209,220	0.900000 2014/11/27	0.67
6	い715 利付商工債	日本	特殊債券	100,000,000	100.52 100,526,400	100.52 100,526,400	0.700000 2014/12/26	0.35

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
特殊債券	2.80%
社債券	0.71%
親投資信託受益証券	95.56%
合計	99.07%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第43計算期間末 (平成16年12月20日)	75,073,659,840	75,149,033,729	1.0000	1.0010
第44計算期間末 (平成17年12月19日)	52,438,010,343	52,479,174,169	1.0000	1.0008
第45計算期間末 (平成18年12月19日)	42,053,906,751	42,132,379,325	1.0000	1.0019
第46計算期間末 (平成19年12月19日)	38,677,757,097	38,906,381,269	1.0000	1.0059
第47計算期間末 (平成20年12月19日)	35,702,217,865	35,926,927,525	1.0000	1.0063
第48計算期間末 (平成21年12月21日)	33,994,109,734	34,238,221,269	1.0000	1.0072
第49計算期間末 (平成22年12月20日)	32,550,910,688	32,650,028,194	1.0000	1.0030
第50計算期間末 (平成23年12月19日)	30,266,776,929	30,326,372,208	1.0000	1.0020
第51計算期間末 (平成24年12月19日)	28,290,859,094	28,339,179,841	1.0000	1.0017
平成25年1月末日	29,881,568,282	—	1.0002	—
2月末日	29,674,542,313	—	1.0004	—
3月末日	29,289,914,089	—	1.0005	—
4月末日	28,959,030,002	—	1.0005	—
5月末日	28,708,425,749	—	1.0006	—
6月末日	28,442,262,853	—	1.0008	—
7月末日	28,164,028,430	—	1.0010	—
8月末日	27,917,736,890	—	1.0011	—
9月末日	27,634,974,770	—	1.0012	—
10月末日	27,207,475,646	—	1.0013	—
11月末日	26,869,923,531	—	1.0015	—
第52計算期間末 (平成25年12月19日)	26,653,627,601	26,689,636,640	1.0000	1.0014
12月末日	28,648,174,391	—	1.0000	—

平成26年1月末日	28,364,990,447	—	1.0001	—
-----------	----------------	---	--------	---

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第43計算期間	0.001004
第44計算期間	0.000785
第45計算期間	0.001866
第46計算期間	0.005911
第47計算期間	0.006294
第48計算期間	0.007181
第49計算期間	0.003045
第50計算期間	0.001969
第51計算期間	0.001708
第52計算期間	0.001351

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第43計算期間	0.1
第44計算期間	0.1
第45計算期間	0.2
第46計算期間	0.6
第47計算期間	0.6
第48計算期間	0.7
第49計算期間	0.3
第50計算期間	0.2
第51計算期間	0.2
第52計算期間	0.1

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第43計算期間	4,486,240,636	25,373,611,282
第44計算期間	3,913,517,610	26,549,116,864
第45計算期間	3,627,733,479	14,011,831,159
第46計算期間	3,430,721,480	6,806,871,246
第47計算期間	3,526,200,868	6,501,747,407
第48計算期間	3,148,696,915	4,856,812,539
第49計算期間	2,947,648,607	4,390,829,928
第50計算期間	2,557,664,380	4,841,795,017
第51計算期間	2,306,843,977	4,282,782,570
第52計算期間	2,217,678,652	3,854,895,815

(参考) マザーファンド
公社債投信マザーファンド

(1) 投資状況（平成26年1月31日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
国債証券		15,067,147,143	8.11
	内 日本	15,067,147,143	8.11
地方債証券		26,471,651,330	14.25
	内 日本	26,471,651,330	14.25
特殊債券		58,838,617,577	31.67
	内 日本	58,838,617,577	31.67
社債券		62,116,394,385	33.43
	内 日本	62,116,394,385	33.43
その他有価証券		20,625,747,122	11.10
	内 日本	20,625,747,122	11.10
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		2,687,507,637	1.45
純資産総額		185,807,065,194	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産（平成26年1月31日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	数 種類 は	株数、口 また 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	オリックス CP 20140328	日本	その他有 価証券	10,000,000,000	99.96 9,996,626,475	99.96 9,996,626,475	— —	5.38
2	262 10年国債	日本	国債証券	5,000,000,000	100.68 5,034,098,775	100.68 5,034,098,775	1.900000 2014/06/20	2.71
3	260 10年国債	日本	国債証券	5,000,000,000	100.57 5,028,544,640	100.57 5,028,544,640	1.600000 2014/06/20	2.71
4	81 5年国債	日本	国債証券	5,000,000,000	100.09 5,004,503,728	100.09 5,004,503,728	0.800000 2014/03/20	2.69
5	Mitsubishi UFJ Lease&Finance Co Ltd	日本	社債券	5,000,000,000	100.00 5,000,000,000	100.00 5,000,000,000	0.235000 2014/06/17	2.69
6	139 利付商工債	日本	特殊債券	4,800,000,000	100.05 4,802,631,864	100.05 4,802,631,864	0.300000 2014/08/27	2.58
7	6 東京三菱BK劣後	日本	社債券	4,000,000,000	101.38 4,055,473,932	101.38 4,055,473,932	1.730000 2014/12/22	2.18
8	46 大阪府5年	日本	地方債証 券	4,000,000,000	100.07 4,002,988,166	100.07 4,002,988,166	1.210000 2014/02/26	2.15
9	Mitsubishi UFJ Lease&Finance Co Ltd	日本	社債券	4,000,000,000	100.00 4,000,146,552	100.00 4,000,146,552	0.235000 2014/07/17	2.15
10	3 住友信託 劣後	日本	社債券	3,800,000,000	100.39 3,815,181,563	100.39 3,815,181,563	1.940000 2014/04/28	2.05
11	16 みずほコーポレート	日本	社債券	3,300,000,000	100.36 3,311,913,110	100.36 3,311,913,110	1.235000 2014/06/03	1.78
12	14 東日本高速道	日本	社債券	3,300,000,000	100.03 3,301,249,130	100.03 3,301,249,130	0.298000 2014/09/19	1.78

13	7 三井住友BK劣後	日本	社債券	3,300,000,000	100.02 3,300,804,886	100.02 3,300,804,886	2.010000 2014/02/05	1.78
14	1 鉄道建設・運輸	日本	特殊債券	3,000,000,000	100.18 3,005,592,017	100.18 3,005,592,017	1.500000 2014/03/26	1.62
15	1 みずほコーポ劣後	日本	社債券	3,000,000,000	100.06 3,001,850,615	100.06 3,001,850,615	2.100000 2014/02/12	1.62
16	い705 利付農林債	日本	特殊債券	2,930,000,000	100.08 2,932,593,129	100.08 2,932,593,129	1.350000 2014/02/27	1.58
17	240 信金中金	日本	特殊債券	2,700,000,000	100.64 2,717,407,305	100.64 2,717,407,305	0.900000 2014/11/27	1.46
18	フォレスト CP 20140228	日本	その他有価証券	2,664,000,000	99.98 2,663,571,057	99.98 2,663,571,057	— —	1.43
19	50 都市再生	日本	特殊債券	2,600,000,000	100.04 2,601,094,050	100.04 2,601,094,050	0.359000 2014/06/20	1.40
20	34 中日本高速道	日本	社債券	2,300,000,000	100.10 2,302,310,061	100.10 2,302,310,061	0.272000 2014/09/19	1.24
21	フォレスト CP 20140430	日本	その他有価証券	2,107,000,000	99.94 2,105,921,652	99.94 2,105,921,652	— —	1.13
22	14 東京瓦斯	日本	社債券	2,000,000,000	102.34 2,046,943,662	102.34 2,046,943,662	5.100000 2014/07/25	1.10
23	181 政保預金保険	日本	特殊債券	2,000,000,000	100.24 2,004,912,300	100.24 2,004,912,300	0.400000 2014/12/12	1.08
24	い706 利付農林債	日本	特殊債券	2,000,000,000	100.17 2,003,588,368	100.17 2,003,588,368	1.350000 2014/03/27	1.08
25	Mitsubishi UFJ Lease&Finance Co Ltd	日本	社債券	2,000,000,000	100.00 2,000,005,184	100.00 2,000,005,184	0.220000 2014/02/13	1.08
26	27 日本学生支援	日本	特殊債券	2,000,000,000	99.98 1,999,640,792	99.98 1,999,640,792	0.176000 2014/07/18	1.08
27	フォレスト CP 20140331	日本	その他有価証券	1,894,000,000	99.97 1,893,479,682	99.97 1,893,479,682	— —	1.02
28	28 日本政策金融	日本	特殊債券	1,800,000,000	99.98 1,799,816,211	99.98 1,799,816,211	0.151000 2014/10/24	0.97
29	6 キリンホールディングス	日本	社債券	1,700,000,000	100.56 1,709,538,860	100.56 1,709,538,860	0.856000 2014/11/05	0.92
30	26 福祉医療機構	日本	特殊債券	1,700,000,000	100.04 1,700,751,400	100.04 1,700,751,400	0.323000 2014/06/20	0.92

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	8.11%
地方債証券	14.25%
特殊債券	31.67%
社債券	33.43%
その他有価証券	11.10%
合計	98.55%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

[次へ](#)

(参考情報) 運用実績

2014年1月31日現在

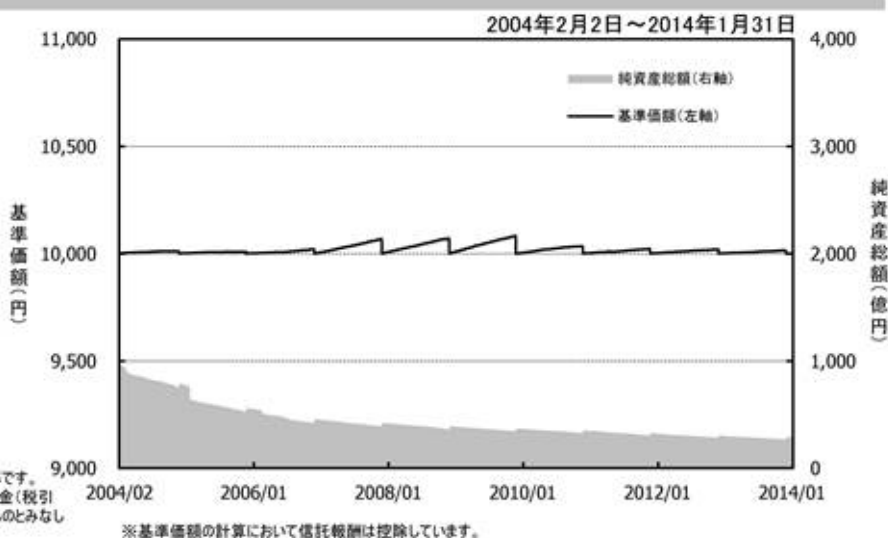
※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	10,001円
純資産総額	283億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	0.0%
3カ月間	0.0%
6カ月間	0.0%
1年間	0.1%
3年間	0.5%
5年間	1.4%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
 ※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。



※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移 (10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 13.51円 設定来分配金合計額: 25,356.59円

決算期	第41期	第42期	第43期	第44期	第45期	第46期	第47期	第48期	第49期	第50期	第51期	第52期
	02年12月	03年12月	04年12月	05年12月	06年12月	07年12月	08年12月	09年12月	10年12月	11年12月	12年12月	13年12月
分配金	127.7円	12.98円	10.04円	7.85円	18.66円	59.11円	62.94円	71.81円	30.45円	19.69円	17.08円	13.51円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

種類別構成			格付別構成			組入上位10銘柄			
種類	比率	債券	比率	短期金融資産	比率	組入銘柄	資産	償還日(期日)	比率
国債証券	7.7%	AAA	-	A-1	10.9%	オリックス	CP	2014/03/28	5.1%
地方債証券	13.6%	AA	47.4%	A-2	-	Mitsubishi UFJ Lease&Finance Co Ltd	債券	2014/06/17	2.6%
特殊債証券	17.9%	A	32.1%	A-3	-	139 利付商工債	債券	2014/08/27	2.5%
金融債券	15.2%	BBB	-	B以下	-	6 東京三菱BK劣後	債券	2014/12/22	2.1%
普通社債券等	32.7%	BB以下	-	無格付	-	Mitsubishi UFJ Lease&Finance Co Ltd	債券	2014/07/17	2.1%
CP	10.6%	無格付	9.6%			3 住友信託 劣後	債券	2014/04/28	2.0%
CD	-					16 みずほコーポレート	債券	2014/06/03	1.7%
CP現先取引	-					14 東日本高速道	債券	2014/09/19	1.7%
国債現先取引	-					7 三井住友BK劣後	債券	2014/02/05	1.7%
コール・ローン、その他	2.3%					1 みずほコーポ劣後	債券	2014/02/12	1.5%
合計	100.0%	合計	89.1%	合計	10.9%	合計			22.9%

※種類別構成について、「普通社債券等」は、海外の国債証券、海外の地方債証券、海外の特殊債証券を含みます。

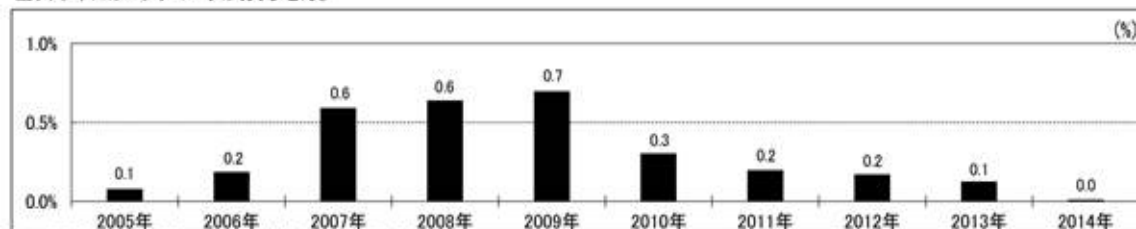
※格付別構成は、有価証券に対する比率です。

※格付別構成について、日系発行体はR&I、JCR、Moody's、S&P、Fitchの順で格付けを採用し、海外発行体はMoody's、S&Pの格付けの高い方を採用し、算出しています。

※組入上位10銘柄は、国債証券、政府保証債券、地方債証券、特殊債証券、現先取引を除いています。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2014年は1月31日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」、財形貯蓄、財形年金貯蓄または財形住宅貯蓄を利用する場合、取得申込者は、販売会社と「積立投資約款」、「勤労者財産形成貯蓄約款」、「勤労者財産形成年金貯蓄約款」または「勤労者財産形成住宅貯蓄約款」にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、1万口単位または1万円単位として販売会社が定める単位をもって取得の申込みに応じることができます。ただし、「分配金再投資コース」については、1,000円以上1円単位、3,000口以上1口単位、3,000円以上1円単位、5,000口以上1口単位、5,000円以上1円単位または1万円以上1円単位、財形貯蓄、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄については、1,000円以上1円単位をもって取得の申込みに応じることができます。

お買付価額（1万口当たり）は、各計算期間終了日の基準価額とします。

お申込手数料は、かかりません。

販売会社が定める時間までに受付けた取得の申込みを、当日の受付分として取扱います。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

2 【換金（解約）手続等】

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。

販売会社が定める時間までに受付けた換金の申込みを、当日の受付分として取扱います。

イ. 一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位または1万口単位として販売会社が定める単位（当該受益者が「分配金再投資コース」、財形貯蓄、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄を利用している場合には1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額から、当該一部解約にかかる実績報酬を控除した価額とします。

受益者は、解約価額を、販売会社または委託会社に問合わせるにより知ることができます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

委託会社は、受益者が一部解約の実行を請求したときは、一部解約金から、当該一部解約にかかる受益権の取得日に応じて、次に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴収するものとします。

1. 受益者が昭和37年4月20日以前に取得した受益権を一部解約する場合…1万口につき26.25円[※]（税抜25円）
2. 受益者が昭和37年4月21日以降平成13年3月21日以前に取得した受益権を一部解約する場合…1万口につき105円[※]（税抜100円）
3. 受益者が平成13年3月22日以降平成14年3月20日以前に取得した受益権を一部解約する場合…1万口につき26.25円[※]（税抜25円）
4. 受益者が平成14年3月21日以降に取得した受益権を一部解約する場合…1万口につき105円[※]（税抜100円）以内（実際に適用する金額は、1万口につき2.1円[※]（税抜2円）とします。）

※消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、それぞれ27円、108円、27円、108円、2.16円となります。

ただし、委託会社は、販売会社にやむを得ない事情があるとき（委託会社に申出た場合に限りま

す。）は、手数料を徴収しないことができます。

1万口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税（※）、手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を差引いた額とします。

（※）くわしくは、「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記に準じて計算される価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して4営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払日に、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、これにより、受益者に対し一部解約金を支払う責に任じないものとします。

ロ. 買取り

受益者が買取請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

販売会社は、受益者の請求があった場合には、その買取りの申込みを受付けた日の基準価額から実績報酬および当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税（※）に相当する金額ならびに一部解約にかかる手数料と同額の手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を控除した価額をもって、振替受益権を買取るものとします。

（※）くわしくは、「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

受益者は、当該価額を、販売会社に問合わせることにより知ることができます。

振替受益権の買取りは、1口単位または1万口単位として販売会社が定める単位とします。ただし、「分配金再投資コース」、財形貯蓄、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄にかかる振替受益権については、1口単位とすることができます。

販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、振替受益権の買取りを中止することができます。振替受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして、上記に準じて計算される価額とします。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・ マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。
- ・ 公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
 2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
 3. 価格情報会社の提供する価額

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・ 公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
 2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
 3. 価格情報会社の提供する価額

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、追加信託においては、追加信託金と追加信託にかかる元本の額との差額を追加信託差損金として計上します。また、委託会社は、信託の一部解約においては、一部解約にかかる元本の額と一部解約にかかる個別元本の合計額との差額を追加信託差損金から控除するとともに、一部解約金が一部解約にかかる個別元本の合計額を超過する場合には当該超過額を解約差損金として計上し、一部解約金の一部解約にかかる個別元本の合計額を下回る場合には当該差額を解約差益金として計上します。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限です。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年12月20日から翌年12月19日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

① 信託の終了

1. 委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

2. 委託会社は、前1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前3.から前5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の4.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前5.までの規定にしたがいます。

③ 反対者の買取請求権

前①の1.から6.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前②の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前①の3.または前②の3.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

④ 運用報告書

委託会社は、計算期間の末日ごとに、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

なお、販売会社によっては、次のようなとりまとめ交付を採用しています。

「分配金再投資コース」をご利用の場合には、年1回、公社債投信の1月号から12月号までの運用報告書を取りまとめたものをあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。財形貯蓄、財形年金貯蓄および財形住宅貯蓄をご利用の場合には、年4回、3か月分の運用報告書を取りまとめたものをあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。なお、ご希望により、「分配金再投資コース」をご利用の場合には、毎月決算ごと、年4回（3か月分とりまとめ）、年2回（6か月分とりまとめ）のいずれかに、財形貯蓄、財形年金貯蓄および財形住宅貯蓄をご利用の場合には、毎月決算ごとに送付方法を変更することができます。変更をご希望の方は販売会社にお申出下さい。

⑤ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

① 収益分配金および償還金にかかる請求権

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、原則として計算期間終了日から起算して5営業日までに支払います。

ただし、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

② 換金請求権

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第52期計算期間（平成24年12月20日から平成25年12月19日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

公社債投信（12月号）

公社債投信（12月号）
（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第51期 平成24年12月19日現在	第52期 平成25年12月19日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,417,086,004	244,649,536
地方債証券	483,571,715	429,090,681
特殊債券	3,483,411,052	993,596,886
社債券	—	200,249,400
親投資信託受益証券	23,091,938,859	24,854,298,342
未収利息	21,207,360	5,514,605
前払費用	1,408,616	76,191
流動資産合計	28,498,623,606	26,727,475,641
資産合計	28,498,623,606	26,727,475,641
負債の部		
流動負債		
未払金	101,557,000	—
未払収益分配金	48,320,747	36,009,039
未払解約金	42,994,267	25,531,831
未払受託者報酬	425,482	399,521
未払委託者報酬	14,158,261	11,616,202
その他未払費用	308,755	291,447
流動負債合計	207,764,512	73,848,040
負債合計	207,764,512	73,848,040
純資産の部		
元本等		
元本	※1 28,290,835,971	※1 26,653,618,808
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	23,123	8,793
元本等合計	28,290,859,094	26,653,627,601
純資産合計	28,290,859,094	26,653,627,601
負債純資産合計	28,498,623,606	26,727,475,641

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第51期 自 平成23年12月20日 至 平成24年12月19日	第52期 自 平成24年12月20日 至 平成25年12月19日
営業収益		
受取利息	49,356,715	14,466,571
有価証券売買等損益	18,158,190	36,698,783
営業収益合計	67,514,905	51,165,354
営業費用		
受託者報酬	425,482	399,521
委託者報酬	14,158,261	11,616,202
その他費用	638,954	599,789
営業費用合計	15,222,697	12,615,512
営業利益	52,292,208	38,549,842
経常利益	52,292,208	38,549,842
当期純利益	52,292,208	38,549,842
期首剰余金又は期首欠損金（△）	2,365	23,123
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,950,703	2,555,133
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,950,703	2,555,133
分配金	※ 1 48,320,747	※ 1 36,009,039
期末剰余金又は期末欠損金（△）	23,123	8,793

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第52期 自 平成24年12月20日 至 平成25年12月19日
有価証券の評価基準及び評価方法	(1)地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第51期 平成24年12月19日現在	第52期 平成25年12月19日現在
1. ※1 期首元本額	30,266,774,564円	28,290,835,971円
期中追加設定元本額	2,306,843,977円	2,217,678,652円
期中一部解約元本額	4,282,782,570円	3,854,895,815円
2. 計算期間末日における受益権の総数	28,290,835,971口	26,653,618,808口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第51期 自 平成23年12月20日 至 平成24年12月19日	第52期 自 平成24年12月20日 至 平成25年12月19日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における純資産額の元本超過額48,343,870円を分配対象額として48,320,747円（1万口当たり17.08円）を分配金額としております。	計算期間末における純資産額の元本超過額36,017,832円を分配対象額として36,009,039円（1万口当たり13.51円）を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区 分	第52期 自 平成24年12月20日 至 平成25年12月19日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第52期 平成25年12月19日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第51期 平成24年12月19日現在	第52期 平成25年12月19日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
地方債証券	△2,008,525	△5,474,599
特殊債券	△31,625,618	△4,432,814
社債券	—	△298,600
親投資信託受益証券	41,936,839	37,735,155
合計	8,302,696	27,529,142

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第51期 平成24年12月19日現在	第52期 平成25年12月19日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第52期 自 平成24年12月20日 至 平成25年12月19日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第51期 平成24年12月19日現在	第52期 平成25年12月19日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0000円 (10,000円)	1.0000円 (10,000円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
地方債証券	2 6 1 大阪府公債	129,000,000	129,027,870	
	4 4 大阪府5年	100,000,000	100,018,129	
	9 共同発行地方債	200,000,000	200,044,682	
地方債証券 合計			429,090,681	
特殊債券	7 日本政策金融公	300,000,000	301,362,600	
	3 4 0 東京交通債	200,000,000	200,048,436	
	い 7 1 5 利付商工債	100,000,000	100,604,100	
	い 7 1 4 利付農林債	190,000,000	191,382,510	
	1 4 2 利付商工債	200,000,000	200,199,240	
特殊債券 合計			993,596,886	
社債券	1 5 東日本高速道	200,000,000	200,249,400	
社債券 合計			200,249,400	
親投資信託受益証券	公社債投信マザーファンド	23,822,772,302	24,854,298,342	
親投資信託受益証券 合計			24,854,298,342	
合計			26,477,235,309	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「公社債投信マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

[次へ](#)

「公社債投信マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成24年12月19日現在	平成25年12月19日現在
	金 額（円）	金 額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,362,013,431	6,319,026,181
国債証券	16,012,795,261	16,590,427,011
地方債証券	20,693,111,799	25,672,576,448
特殊債券	64,661,868,587	57,634,848,553
社債券	71,410,313,228	57,911,691,739
その他有価証券 ※2	7,999,467,697	20,332,768,108
未収利息	364,339,516	437,899,259
前払費用	69,729,677	89,561,964
流動資産合計	186,573,639,196	184,988,799,263
資産合計	186,573,639,196	184,988,799,263
負債の部		
流動負債		
未払金	1,791,057,570	504,466,000
流動負債合計	1,791,057,570	504,466,000
負債合計	1,791,057,570	504,466,000
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	177,429,974,421	176,835,853,726
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	7,352,607,205	7,648,479,537
元本等合計	184,782,581,626	184,484,333,263
純資産合計	184,782,581,626	184,484,333,263
負債純資産合計	186,573,639,196	184,988,799,263

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成24年12月20日 至 平成25年12月19日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券及びその他有価証券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

区 分	平成24年12月19日現在	平成25年12月19日現在
1. ※1 期首	平成23年12月20日	平成24年12月20日
期首元本額	170,707,299,352円	177,429,974,421円
期中追加設定元本額	99,779,087,873円	104,734,501,024円
期中一部解約元本額	93,056,412,804円	105,328,621,719円
期末元本額の内訳 ファンド名		

公社債投信（1月号）	12,014,731,167円	13,602,490,007円
公社債投信（2月号）	10,507,875,171円	11,447,111,711円
公社債投信（3月号）	9,942,104,026円	11,633,149,905円
公社債投信（4月号）	12,115,343,824円	12,326,142,502円
公社債投信（5月号）	10,253,182,260円	9,313,355,155円
公社債投信（6月号）	18,131,531,736円	18,087,773,730円
公社債投信（7月号）	21,594,716,726円	20,229,131,848円
公社債投信（8月号）	15,716,449,953円	14,906,003,832円
公社債投信（9月号）	15,244,551,530円	14,312,903,631円
公社債投信（10月号）	15,078,790,094円	14,216,230,180円
公社債投信（11月号）	14,656,760,101円	12,938,788,923円
公社債投信（12月号）	22,173,937,833円	23,822,772,302円
計	177,429,974,421円	176,835,853,726円
2. 期末日における受益権の総数	177,429,974,421口	176,835,853,726口
3. ※2 その他有価証券の内訳	短期社債等 7,999,467,697円	短期社債等 20,332,768,108円

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成24年12月20日 至 平成25年12月19日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成25年12月19日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	平成24年12月19日現在	平成25年12月19日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）

国債証券	△18,491,747	△96,402,989
地方債証券	△56,119,074	△109,899,758
特殊債券	△207,017,069	△212,846,078
社債券	△171,169,143	△233,810,712
その他有価証券 （短期社債等）	4,671,981 (4,671,981)	7,737,213 (7,737,213)
合計	△448,125,052	△645,222,324

（注）「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（平成24年4月20日から平成24年12月19日まで、及び平成25年4月20日から平成25年12月19日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

平成24年12月19日現在	平成25年12月19日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	平成24年12月19日現在	平成25年12月19日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0414円 (10,414円)	1.0433円 (10,433円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	3 1 2 2年国債	1,500,000,000	1,500,005,129	
	8 1 5年国債	5,000,000,000	5,008,538,160	
	2 6 0 10年国債	5,000,000,000	5,037,311,824	
	2 6 2 10年国債	5,000,000,000	5,044,571,898	
国債証券 合計			16,590,427,011	
地方債証券	6 1 9 東京都公債	444,000,000	451,797,972	
	6 2 0 東京都公債	300,000,000	304,580,100	
	7 6 6 東京都公債	250,000,000	252,622,956	
	7 7 3 東京都公債	55,000,000	55,852,500	
	1 5－8 北海道公債	126,300,000	126,579,525	
	1 6－3 北海道公債	100,000,000	100,771,228	
	1 6－8 北海道公債	600,000,000	607,451,400	
	2 0－1 3 北海道5年	100,000,000	100,102,600	
	2 1－1 北海道5年	200,000,000	200,736,494	
	2 1－9 北海道5年	210,000,000	211,031,300	
	1 2 6 神奈川県公債	777,870,000	781,727,332	
	1 2 7 神奈川県公債	425,550,000	429,804,340	
	1 2 9 神奈川県公債	100,000,000	101,266,979	
	1 2 かながわ県民	32,350,000	32,358,717	
	2 6 3 大阪府公債	112,000,000	112,244,488	
	2 6 5 大阪府公債	410,000,000	411,885,611	
	2 6 6 大阪府公債	403,000,000	405,486,846	
	2 6 7 大阪府公債	116,000,000	116,849,408	

270 大阪府公債	900,000,000	909,127,900	
271 大阪府公債	380,000,000	384,622,088	
274 大阪府公債	200,000,000	202,709,000	
2 大阪府7年	200,000,000	200,329,461	
46 大阪府5年	4,000,000,000	4,007,929,812	
51 大阪府5年	110,000,000	110,422,997	
53 大阪府5年	500,000,000	502,282,960	
20 大阪府公債5年	187,000,000	187,162,074	
16-3 京都府公債	100,000,000	101,271,800	
16-2 京都府公債	241,550,000	244,091,769	
16-1 兵庫県公債	20,000,000	20,095,164	
16-4 兵庫県公債	400,000,000	402,455,736	
16-5 兵庫県公債	200,000,000	201,444,084	
16-9 兵庫県公債	200,000,000	202,449,200	
21-14 兵庫県5年	100,000,000	100,379,848	
21-40 兵庫県5年	250,000,000	251,225,250	
18 兵庫県民債	16,400,000	16,427,008	
16-3 兵庫県公債	150,000,000	150,879,454	
16-1 静岡県公債	250,000,000	251,863,107	
16-4 静岡県公債	300,000,000	303,725,964	
21-6 静岡県5年	100,000,000	100,428,023	
21-8 静岡県5年	100,000,000	100,608,684	
15-3 静岡県公債	500,000,000	503,180,000	
16-2 愛知県公債	414,900,000	420,085,106	
21-4 愛知県5年	100,000,000	100,377,050	
21-9 愛知県5年	100,000,000	100,387,229	
21-13 愛知県5年	500,000,000	502,270,000	
20-2 あいち県民	403,400,000	403,457,081	
15-5 埼玉県公債	100,000,000	100,143,160	
16-1 埼玉県公債	700,000,000	703,428,096	
16-2 埼玉県公債	1,000,000,000	1,006,426,535	
20-7 福岡県公債	11,000,000	11,001,478	
21-2 福岡県5年	200,000,000	200,658,674	
21-6 福岡県5年	200,000,000	201,118,880	
16-3 千葉県公債	109,000,000	110,292,126	
16-5 千葉県公債	100,000,000	101,266,288	
16-1 新潟県公債	100,000,000	101,249,204	
11 共同発行地方	159,000,000	159,337,380	
13 共同発行地方	300,000,000	301,430,775	
19 共同発行地方	600,000,000	607,434,876	
20 共同発行地方	422,100,000	427,547,316	
21 共同発行地方	379,000,000	383,859,538	
22 共同発行地方	100,000,000	101,384,100	
16-1 熊本県公債	736,000,000	745,080,312	
21-1 熊本県5年	300,000,000	301,097,776	
21-1 奈良県5年	200,000,000	201,231,620	
16-5 大阪市公債	519,000,000	525,467,830	
15-4 横浜市公債	200,000,000	200,050,160	
16-1 横浜市公債	100,000,000	100,355,788	
16-3 横浜市公債	100,000,000	101,036,281	
20-4 横浜市ハマ債5	13,600,000	13,623,944	
28 横浜市5年	100,000,000	100,544,220	
15-9 横浜市公債	800,000,000	804,557,010	

	1 6－7 横浜市公債	100,000,000	101,470,000	
	2 0－8 札幌市5年	200,000,000	200,413,030	
	1 6－2 北九州市債	287,000,000	290,623,088	
	1 6－6 福岡市公債	103,000,000	104,396,577	
	1 6－2 千葉市公債	100,000,000	101,403,900	
	2 0－3 千葉市公債	11,000,000	11,001,391	
	2 1－1 鹿児島県5年	113,400,000	113,907,519	
	1 6－1－ア千葉県公債	50,000,000	50,302,020	
	2 0－3－1 宮城県債	1,000,000,000	1,003,463,185	
	1 5－1 1 7 1 長崎県債	200,000,000	200,797,793	
	1 5－い 京都市公債	100,000,000	100,336,933	
地方債証券 合計			25,672,576,448	
特殊債券	8 政保政策投資BK	109,000,000	110,238,209	
	4 日本政策投資CO	400,000,000	401,881,186	
	7 日本政策投資CO	100,000,000	100,603,900	
	1 3 日本政策投資B	300,000,000	301,068,072	
	4 7 日本政策投資B	800,000,000	802,795,636	
	3 2 5 政保道路債	100,000,000	100,210,382	
	3 2 8 政保道路債	114,000,000	114,678,190	
	3 2 9 政保道路債	777,000,000	782,929,595	
	3 3 3 政保道路債	1,300,000,000	1,316,591,536	
	3 3 6 政保道路債	245,000,000	248,489,290	
	3 9 政保道路機構	100,000,000	101,014,811	
	3 0 道路債券	800,000,000	803,169,010	
	3 7 道路債券	100,000,000	101,381,700	
	4 1 道路債券	100,000,000	101,656,300	
	8 3 8 政保公営企業	878,000,000	882,139,930	
	8 4 0 政保公営企業	1,373,000,000	1,383,091,790	
	8 4 1 政保公営企業	747,000,000	754,386,531	
	8 4 4 政保公営企業	500,000,000	506,381,376	
	8 4 8 政保公営企業	300,000,000	304,218,600	
	1 地方公営5年	100,000,000	100,002,318	
	1 0 公営企業	100,000,000	100,810,604	
	1 2 公営企業	700,000,000	707,388,762	
	1 3 公営企業	600,000,000	610,716,600	
	1 9 6 政保首都高速	101,000,000	102,409,758	
	5 首都高速道路	300,000,000	301,362,000	
	9 首都高速道路	1,000,000,000	1,004,156,998	
	1 0 首都高速道路	700,000,000	707,916,419	
	1 1 首都高速道路	500,000,000	506,361,000	
	1 4 3 政保阪神高速	126,000,000	127,758,708	
	1 4 4 政保阪神高速	100,000,000	101,716,300	
	2 8 日本政策金融	1,800,000,000	1,799,786,584	
	1 5 国際協力銀行	200,000,000	201,574,913	
	2 都市再生	600,000,000	605,731,978	
	2 9 都市再生	300,000,000	301,432,515	
	3 1 都市再生	100,000,000	100,498,374	
	4 7 都市再生	500,000,000	500,398,171	
	5 0 都市再生	2,600,000,000	2,601,430,052	
	3 本州四国連絡橋	400,000,000	403,540,192	
	1 9 関西空港	200,000,000	200,765,019	
	2 6 福祉医療機構	1,600,000,000	1,600,880,144	
	1 8 1 政保預金保険	2,000,000,000	2,005,582,842	

	2 8 住宅支援機構	200,000,000	200,877,792	
	2 5 日本学生支援	100,000,000	100,079,656	
	2 7 日本学生支援	2,000,000,000	1,999,548,944	
	2 8 日本学生支援	1,000,000,000	999,557,783	
	5 沖縄振興開発	100,000,000	101,487,300	
	い 7 0 4 利付商工債	110,000,000	110,141,265	
	い 7 0 8 利付商工債	530,000,000	532,333,546	
	い 7 0 9 利付商工債	890,000,000	894,942,650	
	い 7 1 3 利付商工債	300,000,000	301,762,204	
	い 7 1 4 利付商工債	1,650,000,000	1,662,162,524	
	い 7 0 3 利付農林債	100,000,000	100,029,364	
	い 7 0 5 利付農林債	2,930,000,000	2,936,722,032	
	い 7 0 6 利付農林債	2,000,000,000	2,006,393,774	
	い 7 0 9 利付農林債	100,000,000	100,514,025	
	い 7 1 2 利付農林債	100,000,000	100,595,108	
	い 7 1 3 利付農林債	500,000,000	502,850,928	
	い 7 1 4 利付農林債	1,600,000,000	1,611,642,098	
	い 7 1 5 利付農林債	200,000,000	201,187,600	
	2 2 9 信金中金	100,000,000	100,027,170	
	2 3 0 信金中金	200,000,000	200,234,000	
	2 3 1 信金中金	200,000,000	200,471,619	
	2 3 2 信金中金	200,000,000	200,643,286	
	2 3 3 信金中金	100,000,000	100,421,426	
	2 3 5 信金中金	600,000,000	603,178,784	
	2 3 6 信金中金	460,000,000	462,107,470	
	2 3 7 信金中金	1,500,000,000	1,508,902,128	
	2 3 8 信金中金	600,000,000	603,377,613	
	2 4 0 信金中金	2,700,000,000	2,719,902,294	
	2 4 5 信金中金	100,000,000	100,776,900	
	1 3 7 利付商工債	900,000,000	900,701,550	
	1 3 8 利付商工債	500,000,000	500,707,969	
	1 3 9 利付商工債	4,800,000,000	4,803,175,728	
	1 4 0 利付商工債	800,000,000	800,737,268	
	1 4 2 利付商工債	700,000,000	700,697,296	
	1 4 5 利付商工債	100,000,000	100,129,400	
	9 住宅機構財形	311,000,000	312,030,848	
	1 鉄道建設・運輸	3,000,000,000	3,010,044,796	
	2 鉄道建設・運輸	30,000,000	30,392,340	
	9 中日本高速道路	1,000,000,000	1,003,000,746	
	1 1 中日本高速道	300,000,000	301,213,034	
特殊債券	合計		57,634,848,553	
社債券	1 0 東日本高速道	400,000,000	400,001,616	
	1 2 東日本高速道	900,000,000	900,481,774	
	1 4 東日本高速道	3,300,000,000	3,301,481,545	
	1 5 東日本高速道	400,000,000	400,498,800	
	3 4 中日本高速道	2,300,000,000	2,302,739,975	
	1 0 西日本高速道	400,000,000	400,002,680	
	1 3 西日本高速道	100,000,000	100,160,700	
	2 9 アサヒビール	300,000,000	302,587,008	
	6 キリンホールディングス	1,200,000,000	1,207,718,187	
	2 サントリーホールディング	200,000,000	200,976,721	
	5 日清オイリオグループ	100,000,000	101,204,190	
	5 日本たばこ産業	500,000,000	502,114,502	

8 大陽日酸	100,000,000	100,691,992	
5 ブリヂストン	800,000,000	804,519,810	
5 6 新日本製鐵	100,000,000	100,343,166	
7 小松製作所	200,000,000	200,881,541	
2 5 富士通	300,000,000	303,464,564	
2 8 富士通	400,000,000	400,318,276	
1 6 ニコン	100,000,000	100,586,574	
7 8 丸紅	100,000,000	100,248,896	
5 3 三井物産	600,000,000	605,070,612	
1 みずほコーポ劣後	3,000,000,000	3,008,480,484	
2 みずほコーポ劣後	800,000,000	809,625,528	
1 5 みずほコーポレート	300,000,000	300,703,950	
1 6 みずほコーポレート	3,300,000,000	3,316,077,445	
1 7 みずほコーポレート	600,000,000	602,862,237	
1 8 みずほコーポレート	1,000,000,000	1,005,475,032	
1 9 みずほコーポレート	400,000,000	402,182,800	
1 1 4三菱東京UFJBK	100,000,000	100,676,800	
6 東京三菱BK劣後	4,000,000,000	4,062,444,000	
2 三菱信託BK劣後	1,200,000,000	1,210,337,573	
3 住友信託 劣後	3,800,000,000	3,822,684,633	
2 住友信託 劣後	400,000,000	401,064,003	
5 セブン銀行	500,000,000	502,152,044	
4 6 三井住友銀行	200,000,000	200,727,145	
4 8 三井住友銀行	1,000,000,000	1,005,366,013	
7 三井住友BK劣後	3,300,000,000	3,307,722,898	
8 三井住友BK劣後	800,000,000	811,847,438	
3 6 NTTファイナンス	200,000,000	200,933,220	
1 5 日産フィナンシャル	1,400,000,000	1,401,105,453	
1 8 三菱UFJリース	100,000,000	100,017,664	
1 5 野村ホールディング	400,000,000	402,847,536	
1 7 野村ホールディング	900,000,000	909,103,205	
2 0 野村ホールディング	300,000,000	302,694,000	
0.22% Mitsubishi UFJ Lease&Finance Co Ltd 20140213	2,000,000,000	2,000,021,653	
0.235% Mitsubishi UFJ Lease&Finance Co Ltd 20140617	5,000,000,000	5,000,000,000	
0.235% Mitsubishi UFJ Lease&Finance Co Ltd 20140717	4,000,000,000	4,000,184,220	
4 三井住友海上	300,000,000	301,156,935	
2 2 三井不動産	700,000,000	708,829,625	
2 3 三井不動産	100,000,000	101,134,903	
3 1 三井不動産	200,000,000	202,251,623	
2 8 京浜急行電鉄	300,000,000	303,568,560	
4 9 小田急電鉄	100,000,000	100,518,080	
2 9 京王電鉄	300,000,000	301,433,230	
3 7 東日本旅客鉄道	100,000,000	101,352,100	
5 7 東海旅客鉄道	300,000,000	300,487,065	
4 日本通運	100,000,000	100,436,307	
5 8 電信電話債	300,000,000	301,292,985	
8 KDDI	100,000,000	100,003,544	
1 4 KDDI	100,000,000	100,496,872	
1 6 KDDI	300,000,000	301,572,000	
5 KDDI	400,000,000	405,246,000	

	1 4 東京瓦斯	2,000,000,000	2,058,478,369	
	7 西部瓦斯	100,000,000	100,003,438	
社債券 合計			57,911,691,739	
その他有価証券	(短期社債等)			
	ストレイトキャピタル CP 20131230	1,000,000,000	999,933,654	
	ストレイトキャピタル CP 20140106	800,000,000	799,909,316	
	ストレイトキャピタル CP 20140228	500,000,000	499,795,856	
	エスエービーシー CP 20140106	392,000,000	391,970,994	
	フォレスト CP 20131230	315,000,000	314,976,205	
	フォレスト CP 20140131	3,876,000,000	3,875,041,572	
	フォレスト CP 20140228	2,664,000,000	2,662,912,340	
	フォレスト CP 20140219	789,000,000	788,732,064	
	オリックス CP 20131227	10,000,000,000	9,999,496,107	
	(短期社債等) 合計		20,332,768,108	
その他有価証券 合計			20,332,768,108	
合計			178,142,311,859	

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成26年1月31日

I	資産総額	28,380,852,436円
II	負債総額	15,861,989円
III	純資産総額（I－II）	28,364,990,447円
IV	発行済数量	28,362,919,071口
V	1単位当たり純資産額（III／IV）	1.0001円

（参考）公社債投信マザーファンド

純資産額計算書

平成26年1月31日

I	資産総額	187,742,190,894円
II	負債総額	1,935,125,700円
III	純資産総額（I－II）	185,807,065,194円
IV	発行済数量	178,072,333,314口
V	1単位当たり純資産額（III／IV）	1.0434円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

平成26年1月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、3名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ. ファンド評価会議、運用審査会議およびオペレーショナルリスク・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるオペレーショナルリスク・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

平成26年1月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	5	79,240
追加型株式投資信託	509	9,084,919
株式投資信託 合計	514	9,164,158
単位型公社債投資信託	-	-
追加型公社債投資信託	17	3,118,707
公社債投資信託 合計	17	3,118,707
総合計	531	12,282,865

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第54期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第55期事業年度に係る中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	3,745,233	14,380,327
有価証券	19,655,070	9,427,636
前払金	314	207
前払費用	90,562	142,919
未収入金	11,931	521,825
未収委託者報酬	6,516,540	7,183,011
未収収益	55,102	106,914
貯蔵品	11,888	9,551
繰延税金資産	630,508	491,727
その他	190,450	8,445
流動資産計	30,907,602	32,272,567
固定資産		
有形固定資産	※1 1,003,450	※1 254,258
建物（純額）	513,162	26,257
器具備品（純額）	484,571	222,274
リース資産（純額）	—	5,726
建設仮勘定	5,715	—
無形固定資産	2,870,849	3,194,512
ソフトウェア	2,173,517	3,132,238
ソフトウェア仮勘定	684,878	50,423
電話加入権	11,850	11,850

商標権		132		—
その他		471		—
投資その他の資産		16,375,520		15,113,434
投資有価証券		10,034,136		8,342,934
関係会社株式		5,141,069		5,141,069
出資金		136,315		136,315
従業員に対する長期貸付金		112,674		92,527
差入保証金		542,920		1,000,820
長期前払費用		8,478		7,376
投資不動産（純額）	※1	409,876	※1	402,340
貸倒引当金		△9,950		△9,950
固定資産計		20,249,820		18,562,205
資産合計		51,157,423		50,834,773

(単位:千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
リース債務	—	1,227
預り金	55,551	56,491
未払金	7,194,946	6,795,899
未払収益分配金	17,954	10,333
未払償還金	88,334	113,002
未払手数料	3,386,380	3,764,501
その他未払金	※2 3,702,277	※2 2,908,061
未払費用	3,313,011	3,383,551
未払法人税等	963,539	588,040
未払消費税等	229,365	189,139
賞与引当金	307,000	841,300
本社移転関連費用引当金	346,425	—
資産除去債務	292,000	—
その他	87,535	—
流動負債計	12,789,375	11,855,648
固定負債		
リース債務	—	4,494
退職給付引当金	1,670,344	1,935,442
役員退職慰労引当金	68,068	67,410
繰延税金負債	1,782,558	1,740,407
固定負債計	3,520,970	3,747,753
負債合計	16,310,345	15,603,402
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174,272	15,174,272
資本剰余金		
資本準備金	11,495,727	11,495,727
資本剰余金合計	11,495,727	11,495,727

利益剰余金		
利益準備金	374,297	374,297
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,715,116	7,722,723
利益剰余金合計	8,089,414	8,097,020
株主資本合計	34,759,414	34,767,020
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	33,879	464,350
繰延ヘッジ損益	53,783	—
評価・換算差額等合計	87,663	464,350
純資産合計	34,847,077	35,231,371
負債・純資産合計	51,157,423	50,834,773

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	72,931,048	73,498,726
その他営業収益	401,212	526,465
営業収益計	73,332,260	74,025,191
営業費用		
支払手数料	41,050,089	41,213,272
広告宣伝費	709,853	604,864
公告費	699	949
受益証券発行費	74	—
調査費	7,993,144	8,116,701
調査費	878,635	824,915
委託調査費	7,114,509	7,291,786
委託計算費	733,156	807,090
営業雑経費	1,651,996	1,280,599
通信費	205,421	206,564
印刷費	472,511	404,023
協会費	52,117	53,643
諸会費	11,971	11,281
その他営業雑経費	909,973	605,086
営業費用計	52,139,015	52,023,478
一般管理費		
給料	4,452,711	5,264,128
役員報酬	209,630	249,180
給料・手当	3,646,155	3,782,533
賞与	289,926	391,114
賞与引当金繰入額	307,000	841,300
福利厚生費	728,342	809,254
交際費	71,356	55,806
寄付金	591	636
旅費交通費	215,939	196,147
租税公課	171,533	206,178
不動産賃借料	727,939	887,968
退職給付費用	422,030	469,713
役員退職慰労引当金繰入額	27,988	38,970
固定資産減価償却費	1,107,222	1,181,438
諸経費	1,077,041	1,094,627
一般管理費計	9,002,696	10,204,869
営業利益	12,190,548	11,796,843

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金	※ 1	74,753	※ 1	257,704
有価証券利息		13,537		11,102
受取利息		2,771		10,598
時効成立分配金・償還金		42,189		21,305
投資有価証券売却益		117,695		279,443
有価証券償還益		68,106		101,052
その他		54,685		44,912
営業外収益計		373,739		726,118
営業外費用				
時効成立後支払分配金・償還金		2,182		19,392
投資有価証券売却損		95,389		36,469
有価証券償還損		67,873		33,338
投資不動産管理費用		16,454		16,271
その他		49,191		23,111
営業外費用計		231,091		128,584
経常利益		12,333,196		12,394,377
特別利益				
投資有価証券売却益		—		39,827
固定資産売却益		—		31
その他		—		16,466
特別利益計		—		56,325
特別損失				
固定資産除却損	※2	4,871	※2	129,816
減損損失	※3	76,217	※3	—
有価証券評価損		211,376		—
本社移転関連費用		346,425		1,099,913
その他		19,547		14,428
特別損失計		658,438		1,244,158
税引前当期純利益		11,674,757		11,206,544
法人税、住民税及び事業税		5,254,642		4,286,691
法人税等調整額		△602,832		△109,902
法人税等合計		4,651,809		4,176,789
当期純利益		7,022,948		7,029,755

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	15,174,272	15,174,272
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	15,174,272	15,174,272
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	11,495,727	11,495,727
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	11,495,727	11,495,727
資本剰余金合計		
当期首残高	11,495,727	11,495,727
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	11,495,727	11,495,727
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	374,297	374,297
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	374,297	374,297
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	9,874,176	7,715,116
当期変動額		
剰余金の配当	△9,182,008	△7,022,149
当期純利益	7,022,948	7,029,755
当期変動額合計	△2,159,059	7,606
当期末残高	7,715,116	7,722,723
利益剰余金合計		
当期首残高	10,248,473	8,089,414
当期変動額		
剰余金の配当	△9,182,008	△7,022,149
当期純利益	7,022,948	7,029,755
当期変動額合計	△2,159,059	7,606
当期末残高	8,089,414	8,097,020

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
株主資本合計		
当期首残高	36,918,473	34,759,414
当期変動額		
剰余金の配当	△9,182,008	△7,022,149
当期純利益	7,022,948	7,029,755
当期変動額合計	△2,159,059	7,606
当期末残高	34,759,414	34,767,020
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△104,040	33,879
当期変動額		
株主資本以外の項目 の	137,920	430,470
当期変動額(純額)		
当期変動額合計	137,920	430,470
当期末残高	33,879	464,350
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	85,902	53,783
当期変動額		
株主資本以外の項目 の	△32,119	△53,783
当期変動額(純額)		
当期変動額合計	△32,119	△53,783
当期末残高	53,783	—
評価・換算差額等合計		
当期首残高	△18,137	87,663
当期変動額		
株主資本以外の項目 の	105,800	376,686
当期変動額(純額)		
当期変動額合計	105,800	376,686
当期末残高	87,663	464,350
純資産合計		
当期首残高	36,900,336	34,847,077
当期変動額		
剰余金の配当	△9,182,008	△7,022,149
当期純利益	7,022,948	7,029,755
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	105,800	376,686
当期変動額合計	△2,053,258	384,293

当期末残高

34,847,077

35,231,371

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1）子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

（2）その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法により計上しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産及び投資不動産

（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～47年

器具備品 3～20年

（会計上の見積もりの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

（3）長期前払費用

定額法によっております。

（４）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

４．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。

（２）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。

また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

（５）本社移転関連費用引当金

前事業年度において、本社移転に伴い発生する損失に備えるため、発生が見込まれる固定資産除却損、移転費用について合理的な見積額を計上しております。

５．ヘッジ会計の方法

（１）ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用しておりましたが、ヘッジ対象である投資有価証券が売却により消滅したため、ヘッジ会計を終了しております。

（２）ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・株価指数先物

ヘッジ対象・・・投資有価証券

（３）ヘッジ方針

価格変動リスクを軽減する目的で、対象資産である投資有価証券の保有残高の範囲内でヘッジを行っております。

（４）ヘッジ有効性評価の方法

原則として四半期毎にヘッジ手段の時価変動の累計とヘッジ対象の時価変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ手段の有効性評価を行っております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（１）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。

（２）連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（表示方法の変更）

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「時効成立後支払分配金・償還金」及び「投資不動産管理費用」は重要性が増したため当事業年度より区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた67,829千円は、「時効成立後支払分配金・償還金」2,182千円、「投資不動産管理費用」16,454千円、「その他」49,191千円として組替えております。

（貸借対照表関係）

※ 1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成24年 3月31日現在)	当事業年度 (平成25年 3月31日現在)
建物	986,089千円	15,528千円
器具備品	2,234,738千円	250,072千円
リース資産	—	409千円
投資建物	712,587千円	724,130千円
投資器具備品	22,398千円	23,691千円

※ 2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成24年 3月31日現在)	当事業年度 (平成25年 3月31日現在)
未払金	3,577,654千円	2,883,398千円

3 保証債務

前事業年度（平成24年 3月31日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,372,770千円に対して保証を行っております。

当事業年度（平成25年3月31日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,591,590千円に対して保証を行っております。

（損益計算書関係）

※1 関係会社項目

関係会社に対する営業外収益には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
受取配当金	—	185,280千円

※2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
建物	—	546千円
器具備品	4,812千円	128,892千円
無形固定資産（その他）	—	377千円
投資不動産	59千円	—
計	4,871千円	129,816千円

※3 減損損失に関する注記

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所 千葉県浦安市

用途 賃貸等不動産（浦安寮）

種類 建物及び土地

当社は、浦安寮を大和証券グループ全体の補完的な寮として位置付け、本社と浦安寮の2つのグルーピングとしております。

浦安寮については、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっており、減損の兆候が認められたため、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（76,217千円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物17,417千円及び土地58,800千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額により評価しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合 計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	9,182	3,520	平成23年 3月31日	平成23年 6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を
次のとおり提案しております。

- ① 剰余金の配当の総額 7,022百万円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 2,692円
- ④ 基準日 平成24年3月31日
- ⑤ 効力発生日 平成24年6月26日

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合 計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月25日 定時株主総会	普通株式	7,022	2,692	平成24年 3月31日	平成24年 6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|-------------|------------|
| ① 剰余金の配当の総額 | 7,027百万円 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ 1株当たり配当額 | 2,694円 |
| ④ 基準日 | 平成25年3月31日 |
| ⑤ 効力発生日 | 平成25年6月25日 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。また、デリバティブ取引は、事業遂行上生じた市場リスクヘッジのために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、投資信託、株式であります。投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は株式先物取引を行っております。当社ではこれをヘッジ手段として、ヘッジ対象である投資有価証券に関わる価格変動リスクをヘッジしており、繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用しておりましたが、ヘッジ対象である投資有価証券が売却により消滅したため、ヘッジ会計の適用を終了しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の重要な会計方針「5. ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

(i) 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

(ii) 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。また、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、保有している投資信託の一部について株式先物取引を利用し価格変動リスクをヘッジしております。なお、繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用しておりましたが、ヘッジ対象である投資有価証券が売却により消滅したため、ヘッジ会計の適用を終了しております。

(iii) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、ヘッジ手段に用いる場合にのみ限定しております。取引の執行・管理については財務リスク管理規程に従って行っており、取引の状況を財務会議において行っております。

②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（＜注2＞参照のこと）。

前事業年度（平成24年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	3,745,233	3,745,233	—
(2) 未収委託者報酬	6,516,540	6,516,540	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	28,525,516	28,525,516	—
資産計	38,787,291	38,787,291	—
(1) 未払手数料	3,386,380	3,386,380	—
(2) その他未払金	3,702,277	3,702,277	—
(3) 未払費用（*1）	2,764,494	2,764,494	—
負債計	9,853,152	9,853,152	—
デリバティブ取引（*2）	(87,535)	(87,535)	—

（*1）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

当事業年度（平成25年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	14,380,327	14,380,327	—
(2) 未収委託者報酬	7,183,011	7,183,011	—
(3) 未収入金	521,825	521,825	—
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	16,711,401	16,711,401	—
資産計	38,796,567	38,796,567	—
(1) 未払手数料	3,764,501	3,764,501	—
(2) その他未払金	2,908,061	2,908,061	—
(3) 未払費用（*1）	2,782,587	2,782,587	—
負債計	9,455,149	9,455,149	—

（*1）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

<注1>金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬並びに（3）未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（4）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

（1）未払手数料、（2）その他未払金、並びに（3）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項（デリバティブ取引関係）をご参照下さい。

<注2>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
(1) その他有価証券 非上場株式	1,163,689	1,059,169
(2) 子会社株式及び関連会社株式		

子会社株式	5,141,069	5,141,069
（３）差入保証金	542,920	1,000,820

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

<注３>金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年３月31日現在）

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 １０年以内	１０年超
現金・預金	3,745,233	-	-	-
未収委託者報酬	6,516,540	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	836,311	2,069,432	4,320,954	-
合計	11,098,084	2,069,432	4,320,954	-

当事業年度（平成25年３月31日現在）

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 １０年以内	１０年超
現金・預金	14,380,327	-	-	-
未収委託者報酬	7,183,011	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	-	1,434,397	4,840,276	-
合計	21,563,339	1,434,397	4,840,276	-

（有価証券関係）

１．子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成24年３月31日現在）

子会社株式（貸借対照表計上額 ５,141,069千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成25年３月31日現在）

子会社株式（貸借対照表計上額 ５,141,069千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

２．その他有価証券

前事業年度（平成24年３月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	6,864,572	6,497,516	367,056
小計	6,864,572	6,497,516	367,056
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
(1) 株式	49,871	55,101	△5,230
(2) その他			
証券投資信託の受益証券	21,611,072	21,918,194	△307,122
小計	21,660,944	21,973,296	△312,352
合計	28,525,516	28,470,813	54,703

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 1,163,689千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成25年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
(1) 株式	93,459	55,101	38,357
(2) その他			
証券投資信託の受益証券	6,224,312	5,440,857	783,455
小計	6,317,771	5,495,959	821,812
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	10,393,629	10,493,953	△100,323
小計	10,393,629	10,493,953	△100,323
合計	16,711,401	15,989,912	721,489

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 1,059,169千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他			
証券投資信託の受益証券	16,215,351	117,695	95,389
合計	16,215,351	117,695	95,389

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	141,128	39,827	-
(2) その他 証券投資信託の受益証券	28,114,625	279,443	36,469
合計	28,255,753	319,271	36,469

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、その他有価証券（その他）について211,376千円の減損処理を行っております。

当事業年度において、その他有価証券（非上場株式）について3,220千円の減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

前事業年度（平成24年3月31日現在）

株式関連

（単位：千円）

区分	デリバティブ 取引の種類等	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の 取引	株価指数先物取引 売建 TOPIX先物	1,669,315	—	△87,535	△87,535
合計		1,669,315	—	△87,535	△87,535

（注）時価の算定方法は、東京証券取引所から公表された価格により評価しております。

当事業年度（平成25年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、一時払いの退職金制度、及び確定拠出年金制度を併用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
退職給付債務	1,670,344千円	1,935,442千円
退職給付引当金	1,670,344千円	1,935,442千円

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
勤務費用	261,341千円	301,777千円
その他	160,689千円	167,935千円
退職給付費用	442,030千円	469,713千円

(注) 「その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	838,826	837,121
退職給付引当金	599,247	693,199
賞与引当金	116,690	280,855
連結法人間取引（譲渡損）	258,256	264,269
繰延資産	12	157,330
未払事業税	212,753	154,219
投資有価証券評価損	191,138	128,953
出資金評価損	114,425	114,425
未払社会保険料	14,071	43,411
器具備品	33,365	33,316
役員退職慰労引当金	25,804	24,920
本社移転関連費用引当金	131,676	—
資産除去債務	110,989	—
有価証券評価損	80,344	—
その他有価証券評価差額金	27,099	—
その他	27,474	29,627
繰延税金資産小計	2,782,177	2,761,651
評価性引当額	△ 1,379,241	△ 1,323,069
繰延税金資産合計	1,402,935	1,438,582
繰延税金負債		
連結法人間取引（譲渡益）	△ 2,428,233	△ 2,428,233
建物（資産除去債務）	△ 76,837	—
繰延ヘッジ損益	△ 29,783	—
その他有価証券評価差額金	△ 18,241	△ 257,138

その他	△ 1,888	△ 1,888
繰延税金負債合計	△ 2,554,985	△ 2,687,261
繰延税金負債の純額	△ 1,152,049	△ 1,248,679

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

旧本社の不動産賃貸借契約に係る原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

前事業年度において、移転までの使用見込期間を1年1ヶ月と見積み、過去の不動産賃貸借契約に係る原状回復費用の実績をもとに資産除去債務の金額を計算しております。なお、割引計算による金額の重要性が乏しいことから割引前の見積み額を計上しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

変動の内容	前事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
期首残高	—	292,000
見積りの変更に伴う増加額	292,000	—
資産除去債務の履行による減少額	—	△292,000
期末残高	292,000	—

4. 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

前事業年度において、本社移転計画に基づく合理的な見積りが可能となったため、当該資産除去債務292,000千円を貸借対照表に計上しております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

〔関連情報〕

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

（１）営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：千円）

	資産運用に関する事業	合計
減損損失	76,217	76,217

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業 の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
----	------------	-----	-----------------------	---------------	-----------------------------------	---------------	-------	--------------	----	--------------

子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,372,770	—	—
-----	---	-----------	-----	---------	--------------	------	-------------	-----------	---	---

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,591,590	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	—	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	19,792,278	未払手数料	2,376,978
同一の親会社をもつ会社	大和証券キャピタル・マーケット(株)	東京都千代田区	255,700	金融商品取引業	—	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	595,391	未払手数料	76,686
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	—	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	1,233,996	未払費用	245,735

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を兄弟会社に支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

(2) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

（３）大和証券株式会社及び大和証券キャピタル・マーケット株式会社は、平成24年４月１日をもって合併いたしました。

当事業年度（自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	—	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	20,510,864	未払手数料	2,758,584
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	—	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	1,205,721	未払費用	82,519
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ（株）	東京都中央区	100	不動産管理業	—	本社ビルの管理	不動産の賃借料	1,194,567	長期差入保証金	971,157
									未収入金	511,559

(注) １．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

（１）証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

（２）ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

（３）差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

２．親会社に関する注記

(株)大和証券グループ本社（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

前事業年度 (自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)		当事業年度 (自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日)	
１株当たり純資産額	13,358.92円	１株当たり純資産額	13,506.24円
１株当たり当期純利益	2,692.30円	１株当たり当期純利益	2,694.91円

(注) １．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) ２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)	当事業年度 (自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日)
当期純利益（千円）	7,022,948	7,029,755
普通株式の期中平均株式数（株）	2,608,525	2,608,525

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

		当中間会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		565,010
有価証券		21,111,923
未収委託者報酬		8,007,008
貯蔵品		11,855
繰延税金資産		610,353
その他		460,696
流動資産計		30,766,848
固定資産		
有形固定資産	※ 1	258,610
無形固定資産		
ソフトウェア		2,759,986
その他		95,853
無形固定資産合計		2,855,839
投資その他の資産		
投資有価証券		13,716,293
その他	※ 1	1,627,256
貸倒引当金		△9,950
投資その他の資産合計		15,333,600
固定資産計		18,448,051
資産合計		49,214,899

(単位:千円)

		当中間会計期間 (平成25年9月30日)
負債の部		
流動負債		
リース債務		1,227
未払金		6,519,299
未払費用		3,233,085
未払法人税等		1,115,633
賞与引当金		879,500
その他	※ 3	443,391
流動負債計		12,192,137
固定負債		
リース債務		3,885
退職給付引当金		1,983,018

役員退職慰労引当金	86,895
繰延税金負債	1,699,959
固定負債計	3,773,758
負債合計	15,965,895
純資産の部	
株主資本	
資本金	15,174,272
資本剰余金	
資本準備金	11,495,727
資本剰余金合計	11,495,727
利益剰余金	
利益準備金	374,297
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	5,812,608
利益剰余金合計	6,186,905
株主資本合計	32,856,905
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	392,098
評価・換算差額等合計	392,098
純資産合計	33,249,004
負債・純資産合計	49,214,899

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	42,527,881
その他営業収益	392,427
営業収益計	42,920,308
営業費用	
支払手数料	23,860,060
その他営業費用	5,551,085
営業費用計	29,411,146
一般管理費	※ 1 5,464,561
営業利益	8,044,600
営業外収益	※ 2 189,595
営業外費用	※ 1, ※ 3 40,337
経常利益	8,193,859
特別利益	—
特別損失	—
税引前中間純利益	8,193,859
法人税、住民税及び事業税	3,195,671

法人税等調整額	△119,063
中間純利益	5,117,251

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位:千円)

	当中間会計期間 (自 平成25年4月 1 日 至 平成25年9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	15,174,272
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	15,174,272
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	11,495,727
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	11,495,727
資本剰余金合計	
当期首残高	11,495,727
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	11,495,727
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	374,297
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	374,297
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	7,722,723
当中間期変動額	
剰余金の配当	△7,027,366
中間純利益	5,117,251
当中間期変動額合計	△1,910,115
当中間期末残高	5,812,608

(単位:千円)

	当中間会計期間 (自 平成25年4月 1 日 至 平成25年9月30日)
--	--

利益剰余金合計	
当期首残高	8,097,020
当中間期変動額	
剰余金の配当	△7,027,366
中間純利益	5,117,251
当中間期変動額合計	△1,910,115
当中間期末残高	6,186,905
株主資本合計	
当期首残高	34,767,020
当中間期変動額	
剰余金の配当	△7,027,366
中間純利益	5,117,251
当中間期変動額合計	△1,910,115
当中間期末残高	32,856,905
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	464,350
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△72,252
当中間期変動額合計	△72,252
当中間期末残高	392,098
評価・換算差額等合計	
当期首残高	464,350
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△72,252
当中間期変動額合計	△72,252
当中間期末残高	392,098
純資産合計	
当期首残高	35,231,371
当中間期変動額	
剰余金の配当	△7,027,366
中間純利益	5,117,251
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△72,252
当中間期変動額合計	△1,982,367
当中間期末残高	33,249,004

注記事項

（重要な会計方針）

	当中間会計期間 （自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）
--	--

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法により計上しております。 (2) その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。				
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産及び投資不動産（リース資産を除く） 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 <table border="0"> <tr> <td>建物</td><td>6～47年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>3～20年</td></tr> </table> （会計上の見積もりの変更と区別することが困難な会計方針の変更） 当社は、当中間会計期間より有形固定資産(投資不動産を含む)の減価償却方法を定率法から定額法に変更いたしました。 この変更は、本社移転を契機に当社の有形固定資産の使用実態を見直した結果、当社において使用する有形固定資産は安定的に使用されており、その投資効果は、耐用年数の期間中に平均的・安定的に発現するものであるため、定額法が当社の企業活動をより適切に反映した減価償却方法であると判断したためであります。 この変更による当中間会計期間の損益に与える影響は軽微です。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 (3) 長期前払費用 定額法によっております。 (4) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。	建物	6～47年	器具備品	3～20年
建物	6～47年				
器具備品	3～20年				
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。 (2) 賞与引当金 役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。				

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。
------------------------------	--

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 (平成25年9月30日)	
※1. 減価償却累計額	
有形固定資産	279,239千円
投資その他の資産	750,645千円
2. 債務保証	
子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,633,380千円に対して保証を行っております。	
※3. 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
※1. 減価償却実施額	
有形固定資産	13,229千円
無形固定資産	467,147千円
投資その他の資産	3,475千円
※2. 営業外収益の主要項目	
受取配当金	66,775千円
投資有価証券売却益	62,800千円
有価証券償還益	23,635千円
※3. 営業外費用の主要項目	
有価証券償還損	18,420千円
投資不動産管理費用	9,067千円
貯蔵品廃棄損	4,963千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（千株）	当中間会計期間 増加株式数（千株）	当中間会計期間 減少株式数（千株）	当中間会計期間末 株式数（千株）
発行済株式				

普通株式	2,608	—	—	2,608
合計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月24日 定時株主総会	普通株式	7,027	2,694	平成25年 3月31日	平成25年 6月25日

(金融商品関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（＜注2＞参照のこと）。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計 上額	時価	差額
(1) 現金・預金	565,010	565,010	—
(2) 未収委託者報酬	8,007,008	8,007,008	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	28,627,978	28,627,978	—
資産計	37,199,997	37,199,997	—
(1) 未払金	6,519,299	6,519,299	—
(2) 未払費用(*1)	2,812,213	2,812,213	—
負債計	9,331,512	9,331,512	—

(*1) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

＜注1＞金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金及び(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(1) 未払金及び(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

<注2>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	1,059,169
子会社株式	5,141,069
長期差入保証金	1,001,278

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

（有価証券関係）

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 5,141,069千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	中間貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	109,770	55,101	54,669
証券投資信託の受益証券	5,692,625	5,093,365	599,259
小計	5,802,396	5,148,467	653,928
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
証券投資信託の受益証券	22,825,582	22,870,284	△44,702
小計	22,825,582	22,870,284	△44,702
合計	28,627,978	28,018,751	609,226

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額 1,059,169千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. サービスごとの情報

当社のサービスは、単一であるため記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

当中間会計期間 （自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）	
1株当たり純資産額	12,746.28円
1株当たり中間純利益金額	1,961.74円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

中間純利益(千円)	5,117,251
普通株式に係る中間純利益(千円)	5,117,251
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

提出日前1年以内において、定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項に該当する事実はありません。

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実

提出日前1年以内において、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

① 名称 三井住友信託銀行株式会社

② 資本金の額 342,037百万円（平成25年3月末日現在）

③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

① 名 称	② 資本金の額 単位：百万円 (平成25年 3月末日現在)	③ 事業の内容
大和証券株式会社	100,000	金融商品取引法に 定める第一種金融商品 取引業を営んでいます。
あかつき証券株式会社	2,065	
安藤証券株式会社	2,280	
今村証券株式会社	500	
岩井コスモ証券株式会社	13,500	
エース証券株式会社	8,831	
SMB Cフレンド証券株式会社	27,270	
株式会社S B I 証券	47,937	
岡地証券株式会社	1,500	
共和証券株式会社	500	
極東証券株式会社	5,251	
寿証券株式会社	305	
静岡東海証券株式会社	600	
株式会社証券ジャパン	3,000	
上光証券株式会社	500	
大熊本証券株式会社	343	
立花証券株式会社	6,695	
ちばぎん証券株式会社	4,374	
東海東京証券株式会社	6,000	
中原証券株式会社	506	
奈良証券株式会社	117	
新潟証券株式会社	600	
西村証券株式会社	500	
日産センチュリー証券株式会社	1,500	
八十二証券株式会社	800	
浜銀T T証券株式会社	3,307	
ばんせい証券株式会社	1,558	
日の出証券株式会社	4,650	
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	6,100	
廣田証券株式会社	600	
マネックス証券株式会社	7,425	
丸三証券株式会社	10,000	
三木証券株式会社	500	
みずほ証券株式会社	125,167	

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500	
むさし証券株式会社	5,000	
八幡証券株式会社	1,260	
山形証券株式会社	100	
豊証券株式会社	2,540	
リテラ・クレア証券株式会社	3,794	
株式会社愛知銀行	18,000	銀行法に 基づき銀行業を 営んでいます。
株式会社あおぞら銀行	100,000	
株式会社青森銀行	19,562	
株式会社大分銀行	19,598	
株式会社大垣共立銀行	36,166	
株式会社沖縄海邦銀行	4,537	
株式会社香川銀行	12,014	
株式会社関西アーバン銀行	47,039	
岐阜信用金庫	21,784	(注1)
株式会社京都銀行	42,103	銀行法に 基づき銀行業を 営んでいます。
株式会社十六銀行	36,839	
株式会社中京銀行	31,844	
株式会社東京スター銀行	26,000	
株式会社東和銀行	38,653	
株式会社富山第一銀行	8,000	
株式会社西日本シティ銀行	85,745	
株式会社福井銀行	17,965	
株式会社福島銀行	18,127	
株式会社北陸銀行	140,409	
株式会社北國銀行	26,673	
株式会社三重銀行	15,295	
株式会社山形銀行	12,008	
労働金庫連合会	120,000	(注2)

(注1) 信用金庫法に基づく金融業を営んでいます。

(注2) 労働金庫連合会は、労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央金融機関です。

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

3 【資本関係】

委託会社は、安藤証券株式会社の株式を40,000株所有しています。

委託会社は、岡地証券株式会社の株式を240,000株所有しています。

委託会社は、共和証券株式会社の株式を230,000株所有しています。

委託会社は、寿証券株式会社の株式を185,000株所有しています。

委託会社は、奈良証券株式会社の株式を250,000株所有しています。

委託会社は、西村証券株式会社の株式を50,000株所有しています。

委託会社は、丸三証券株式会社の株式を133,704株所有しています。

委託会社は、むさし証券株式会社の株式を207,750株所有しています。

委託会社は、リテラ・クレア証券株式会社の株式を615,736株所有しています。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成25年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

（提出年月日）	（書類名）
平成25年3月12日	有価証券報告書（第51期）・同添付書類
平成25年9月12日	半期報告書（第52期中）
平成25年10月31日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成26年2月7日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

貞廣 篤典 印

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

小林 英之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている公社債投信（12月号）の平成24年12月20日から平成25年12月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、公社債投信（12月号）の平成25年12月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年 5月29日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森	公	高	印	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞	廣	篤	典	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内	田	和	男	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月27日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 波 博 之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞 廣 篤 典	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内 田 和 男	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第55期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了す

る中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。